

(別紙)

採点表の考査基準

1. 業務担当総括考査基準

(1) 考査方法

業務担当総括は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（業務担当総括用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

2. 調査（主任調査）職員及び検査職員考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

3. 事故等による減点等

(1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該委託業務の総合評定点に対して、別表－1を参考として15点まで減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止 1ヶ月を超える
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該委託業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該委託業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打合せ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該委託業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
- ・当該委託業務において安全管理の処置が不適切であったために、死傷者を生じさせた委託業務関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他（理由：)

(2) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施される場合には、当該委託業務の総合評定点に対して、別表-2を参考として20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、香川県土木設計業務等成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第8条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第9条に定める評定の修正を行うものとする。

別表-2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は 損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	-10点	-20点

(3) 低入札価格調査における虚偽説明等による減点

「委託業務に係る低入札価格調査制度の運用について」記5の規定による調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合には、当該委託業務の総合評定点に対して、別表-3を参考として10点まで減点することができる。また、評定要領第8条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第9条に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定要領の別記様式1及び別記様式3に定める委託業務成績評定表及び評価項目別評定点表においては「その他（低入札価格調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

別表-3 低入札価格調査における虚偽説明等が明らかとなった場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は 損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	-10点	-20点

4. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考査をもって評定点とみなすものとする。

これらの取扱いは、主任調査（調査）職員及び検査職員で統一するものとする。

5. 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取扱いは、主任調査（調査）職員が決定する。

- ・「調査業務、計画業務」採点表
- ・「設計業務」採点表

6. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目		調査業務 計画業務	設計業務	
専門技術力	提案力、改善力	2	2	
	業務執行技術力	4	4	
	施工時への配慮 (注1)	概略設計 予備設計	—	1
		詳細設計	—	1
	コスト把握能力 (注1)	—	1	
管理技術力	工程管理能力	2	2	
	品質管理能力	2	2	
	迅速力、弾力性、調整能力	1	1	
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力	1	1	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	2	2	
成果品の品質		7	8	
合計		21 (100%)	24 (100%)	

注) 1. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。